



栃木県公報

平成28年
11月4日(金)
号外
第71号

目次

告 示

- 平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格…………… 1
○平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格…………… 3

公 告

- 平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等…………… 4
○平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等…………… 5

告 示

栃木県告示第560号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成29年度及び平成30年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を定めたので、自治令第167条の5第2項（自治令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条の規定により次のとおり公示する。

平成28年11月4日

栃木県知事 福 田 富 一

1 県が発注する建設工事

県が発注する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事とする。

2 競争入札参加資格

一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項及び5の技術評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとし、このうち別表に掲げる建設工事の種類については、請負対象額と対応させた等級に格付を行うこととする。ただし、特例政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札参加資格については、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者であること。

- 自治令第167条の4第1項に該当する者
- 自治令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者
- 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
- 次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がないものを除く。）
 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1の第1号の2に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が平成27年

8月1日から平成28年7月31日までの間にある経営事項審査（告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。）を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(7) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

ア 平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者

イ アの申請に際し送信する工事経歴書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者

ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(8) 法第3条の規定による許可を受けていない者

4 経営事項審査評価事項

審査基準日における経営事項審査の項目

5 技術評価事項

(1) 平成28年10月1日の前日までの3年間に於いて県が発注し、完成した建設工事の工事種別ごとの工事成績

(2) 栃木県優良建設工事表彰要綱（平成15年3月26日付け監第287号土木部長通知）に基づく平成26年度から平成28年度までにおける優良建設工事表彰受賞歴

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者の雇用に関する状況

(4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無

(5) 関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく災害時の基礎的事業継続力認定の有無

6 その他

(1) 随時審査による競争入札参加資格については、別に公示する。

(2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

(3) 平成28年8月1日以降に会社の設立、合併等によって経営事項審査を受ける者に係る競争入札参加資格については、別に定める。

別表

1 土木一式工事

等級	請負対象額
SA	5,000万円以上
A	3,000万円以上 1億円未満
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

2 建築一式工事

等級	請負対象額
SA	5,000万円以上
A	3,000万円以上 2億円未満
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

3 電気工事及び管工事

等級	請負対象額
A	2,000万円以上
B	500万円以上 2,000万円未満
C	500万円未満

4 ほ装工事

等級	請負対象額

A	1,500万円以上
B	500万円以上 1,500万円未満
C	500万円未満

5 造園工事

等級	請負対象額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満

6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事

等級	請負対象額
A	500万円以上
B	500万円未満

栃木県告示第561号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成29年度及び平成30年度に県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により次のとおり公示する。

平成28年11月4日

栃木県知事 福田 富一

1 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 測量業務

一般測量、地図の調製、航空測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

意匠、構造、電気、機械

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園その他の土木関係建設コンサルタント業務

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

土地評価、物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等

(6) その他の業務

河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務その他(1)から(5)までに含まれない業務

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、これを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

(1) 政令第167条の4第1項に該当する者

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者

(3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者

(4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者

(5) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

ア 平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者

イ アの申請に際し送信する測量等実績調書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者

ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしな

かった者

- (6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

4 その他

随時審査による競争入札参加資格については、別に公示する。

(監理課)

公 告

○平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第560号。以下「告示」という。）1の県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月4日

栃木県知事 福 田 富 一

1 受付期間

平成28年11月21日から同年12月27日まで

2 申請方法

(1) 電子申請

一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請（以下「電子申請」という。）によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390）に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要せず、また、ウに掲げる書類で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（告示3の(5)の届出の義務を履行していることをいう。以下同じ。）又はそれらに加入する義務がないこと（告示3の(5)の届出の義務がないことをいう。以下同じ。）を確認できる場合については、イに掲げる書類を提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県建設工事競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2）又は（その3の3）

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又はそれらに加入する義務がないことを確認できる書類の写し

ウ 告示3の(6)の審査基準日が平成27年8月1日から平成28年7月31日までの間にある建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知の写し

エ 申請者が労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの会員である者であるときは、当該会員であることを証する書類

オ 申請者が平成28年6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（告示5の(3)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）を1人以上、かつ、同条第1項に規定する法定雇用障害

者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号から様式第6号の4までのいずれか）の控えの写し

また、申請者が平成28年6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外のものであって、障害者を1人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類
カ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）様式第1号）の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

キ 申請者が申請の日において関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく認定を関東地方整備局長から受けているときは、認定証の写し

ク 申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する者を置くときには、建設業許可申請書の営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第1号別紙2(1)又は別紙2(2)）又は変更届出書第2面（同規則様式第22号の2第2面）の写し

(3) 電子申請に用いる言語等

電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

(4) 特定調達契約

告示2ただし書に規定する一般競争入札参加資格のみの審査を申請しようとする者は、その旨を記載した書類を併せて提出すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

5 その他

(1) 随時審査による競争入札参加資格の審査の受付期間等については、別に公示する。

(2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

(3) 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 ☎028-623-2390）

○平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第561号）1の県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月4日

栃木県知事 福田 富 一

1 受付期間

平成28年12月7日から同月27日まで

2 申請方法

(1) 電子申請

競争入札参加資格の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請（以下「電子申請」という。）

によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390）に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2）又は（その3の3）

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 申請者が平成28年6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（同法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）を1人以上、かつ、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号から様式第6号の4までのいずれか）の控えの写し

また、申請者が平成28年6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外のものであって、障害者を1人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類

ウ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）様式第1号）の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

エ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し

オ 申請者が品質マネジメントシステムに関する国際標準化機構（ISO9001）の認証を取得しているときは、当該認証を証する登録証及び付属書の写し

カ 申請者が環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構（ISO14001）の認証を取得しているときは、当該認証を証する登録証及び付属書の写し

キ 申請者が法人であるときは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書

ク 申請者が法人であるときは平成28年8月1日直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは同日の直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

〔注〕申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、アからカまでに掲げる書類、キ及びクに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

(3) 電子申請に用いる言語等

ア 電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

イ 電子申請に際し入力される金額、電子申請に際し送信する測量等実績調書等に記録される金額及び提出書類に記載される金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を入力し、記録し、又は記載すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

5 その他

(1) 随時審査による競争入札参加資格の審査の受付期間等については、別に公示する。

(2) 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当 (〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 ☎028-623-2390)

(監理課)